

原議保存期間	3年（令和8年3月31日まで）
有効期間	一種（令和8年3月31日まで）

警視庁生活安全部長
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁人少発第179号
令和5年2月9日
警察庁生活安全局人身安全・少年課長

「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）

児童の性に着目した形態の営業である「JKビジネス」と呼ばれる営業については、平成29年5月19日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」を決定し、政府一体となってこれに基づき各種対策を推進中のところ、依然としてこれらの営業に伴う少年への有害な影響が懸念されることから、各都道府県警察にあつては、引き続き関係機関等と連携の上、「JKビジネス」に関連して生ずる諸問題に対して下記の対策を推進されたい。

なお、「「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）」（令和元年8月7日付け警察庁丁少第293号）は廃止する。

記

1 実態把握の徹底

児童の性に着目した形態の営業である「JKビジネス」は、「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定等の対策が進んだものの、こうした営業は、形式上は法令を遵守した営業形態を取りながら実際には児童に性的な行為をさせる、次々とその形態を変えるなどして法令の規制や警察の取締りの回避及び新たな営業形態の出現が懸念される場所である。

また、営業所を設けない無店舗型の営業は店舗型の営業に比べ実態把握が難しく、児童の性被害の温床となることが懸念されることから、店舗型の営業だけでなく無店舗型の営業についても積極的に実態把握を行うことが重要である。

このため、「JKビジネス」に関し、既に把握している営業所、事務所、受付所等（以下「営業所等」という。）について継続的な実態把握を行うほか、各種警察活動を通じ、これまで未把握の営業所等や新たな営業形態により児童の性を売り物としている営業の発見に努めること。

なお、「JKビジネス」の営業所等の多くは大規模都道府県において把握されているが、営業所等が集中している地域以外においても把握があるほか、無店舗型の営業は場所を選ばないことから、これまで「JKビジネス」の営業所等の把握がない警察においても、実態把握の重要性を認識し、日頃の警察活動を通じて「JKビジ

ネス」の営業所等の発見に努めること。

2 取締り等の強化

(1) 各種法令を適用した厳正な取締りの推進

警察による取締りを回避して「JKビジネス」に関連する違法行為を行う未把握の営業所等のもとより、既に把握している営業所等であっても密かに児童を稼働させるなどの違法行為が行われるおそれがあることに鑑み、各種警察活動や実態把握を通じて違法行為の端緒の入手に努め、端緒情報を得た際には、労働基準法、児童福祉法、「JKビジネス」の禁止等に関する条例等の各種法令を適用した厳正な取締りを推進すること。

(2) 関係法令に基づく積極的な立入調査の実施

「JKビジネス」の営業所等及びその疑いのある営業所等に対して、関係法令に基づく積極的な立入調査を実施すること。

(3) 「JKビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施

「JKビジネス」に関連する犯罪被害を防止するため、街頭補導を積極的に実施し、「JKビジネス」で稼働している児童を発見した場合には早期保護を図ること。

また、当該営業が多く見られる大規模な繁華街等を擁する大都市においては、一斉補導を実施するなど効果的な対策を講ずること。

(4) 「JKビジネス」に関連する犯罪被害防止に必要な対策の検討・実施

「JKビジネス」に関連する犯罪被害防止に必要な対策について積極的に検討し、実施すること。また、必要に応じて「JKビジネス」の禁止等に関する条例の制定についても検討すること。

なお、既に「JKビジネス」の禁止等に関する条例が施行されている都道府県警察にあっては、条例の適切かつ積極的な運用を図るとともに、効果の検証等を通じ、必要に応じて対策の見直しを図ること。

3 教育・啓発の強化

(1) 「若年層の性暴力被害予防月間」等を活用した被害防止活動の推進

若年層の性暴力被害予防月間（毎年4月）、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）、子供・若者育成支援推進強調月間（毎年11月）、女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～同月25日）等の関係する月間等の機会を活用し、引き続き、「JKビジネス」の被害防止を図るための具体的な取組を実施すること。

(2) 学校等における被害防止教育等の推進

教育委員会や学校等の関係機関・団体と連携し、学校等におけるイベントやオリエンテーションなどの様々な機会を捉えて、「JKビジネス」の被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童やその保護者等に対する被害防止教育や広報啓発を実施すること。

特に、進学・進級、夏季休暇等長期の休みの時期は、児童の生活環境が大きく

変わり、「JKビジネス」の被害に遭うリスクが高まることが予想されるので、適宜の時期を捉えた被害防止教育等を積極的に実施すること。

(3) 各種広報媒体を活用した被害防止の広報啓発の推進

街頭掲示板、都道府県警察のホームページ、SNS、交番だより、防犯だより、自治体の広報誌、テレビ・ラジオ、ポスター、リーフレット等各種広報媒体を活用し、「JKビジネス」問題に対する警察の取組及び相談窓口について広報するなど被害防止のための広報啓発を推進すること。

4 相談体制の充実

(1) 警察の相談窓口の周知活動

全国に設置している警察相談専用電話「#9110」や、都道府県警察の本部、警察署、交番等の警察の各種相談窓口について、学校等における被害防止教育・啓発の機会や、警察のホームページを始めとした様々な媒体を活用し、「JKビジネス」に係る相談を24時間受け付けていることや、プライバシーが守られることについて、積極的に周知すること。

(2) 「JKビジネス」問題への対応能力の向上

「JKビジネス」問題に関連した違法行為に対する取締り、被害者への支援、被害相談等に適切に対応するため、捜査員や被害者支援担当者、相談担当者に対し、問題の現状や犯罪捜査・被害相談受理時の対応における留意事項に係る研修等を実施すること。特に、人事異動後に新たに着任した担当者については、確実に研修等を行うこと。

また、相談受理時の留意事項に関しては、「JKビジネス」に関連する被害に係る相談者等からの事情聴取が、性的プライバシーに関するものを含むものであるという特徴に十分配慮し、聴取の方法、時間、場所等について配慮するとともに、女性警察官等の適任者に対応させる、女性警察職員を立ち合わせるなど、相談がしやすい環境整備に努めること等を指導すること。

5 保護・自立支援の取組強化

捜査活動や相談活動等を通じて、「JKビジネス」に関連して性犯罪等の被害に遭った児童を発見した場合には、迅速な保護を図るとともに、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について（通達）」（令和4年3月31日付け警察庁丙少発第24号）等に基づき、関係機関・団体や外部の専門家と連携しつつ、少年補導職員等によるカウンセリングの実施や環境調整等の継続的な支援を実施すること。